

町内の皆様へ

大利根町自治会 会長 岡 正雄

ごみ集積所の条件について（お知らせ）

日々、ごみ出しにご協力いただき、ありがとうございます。

さて、過去に発生したごみ集積所に関するトラブルが原因で、警察から市役所へ指導が入り、次の表のように、ごみ集積所に設定できない・条件付き設置可能な場所がありますので、ご承知おきください。（前橋市環境部 ごみ収集課に相談した結果 2024/2/20）

昔は、OKだったものが、交通上の問題・住民トラブルなどが発生したため、警察から前橋市が指導され、ごみ集積所の設置条件が変化しています。

※事故が起こってからでは遅いため、可能な限りリスク回避を住民全体で、解決していきたいと思いますので、ご協力をお願いします。

場所	説明	参考
曲がり角 今後不可	ごみ収集車が、ごみ集積所の付近で回収するため、曲がり角は、道路を塞いでしまうため。 ★路交通法上NG。	★新規の設置申請は、受け無い。
行き止まりの場所 不可	Uターンできない場合は、NG。	バックでの移動は、 <u>交通事故</u> が発生しやすいため、NG
路側帯 基本不可	路側帯も道路の一部のため、NG。 △現状、交通上のリスクの有る場所でも、他に場所が無いため、やむなくごみ集積所にしている場合あり。（默認されている）	道路上にごみを出すことは、道路交通上 NG。 ・通勤通学で道路が混雑する場所は、対策が必要。
歩道上 条件次第	<u>歩道は、基本的にNG</u> と言っても、一過性の利用は、默認範囲！？ ◎民家の塀寄りや自宅前の歩道部分を使用してもOK。 (京都や東京では、自宅前にゴミ出しそる事例あり。また、前橋市でも特別ごみ回収申請が受理されれば、自宅前へのごみ出しが可能な場合が有るようです) ★歩道を使う人に迷惑を掛けると、警察に通報され、改善命令が出され、改善されない場合は、利用禁止となります。	【条件1】ごみネットは、歩道に出したままにしないこと。 【条件2】ごみ出しは、歩道利用者からクレームが出ない範囲にすること。 ※交通量の変化などのため、景観よりも事故のリスク対策が優先されるべき時代が来ています。

## 【使用上の条件確認】

(1) 歩道上の片隅をごみ集積日に一時的に使用する。

(2) 【条件 1】ごみネットは、歩道に出したままにしないこと。

市役所のごみ回収が終了後は、ごみネットを歩道上に置かないこと。



ごみ回収が終了後（例）